

多良木町いじめ防止基本方針

平成 28 年 3 月 31 日

多良木町

目 次

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (1) いじめの定義
- (2) いじめ問題に関する基本的認識
- (3) 多良木町の基本方針の内容

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- (1) いじめの防止に関する事項
- (2) いじめ及びその兆候の早期発見に関する事項
- (3) いじめに関する事案への対処に関する事項
- (4) 教育委員会及び学校と保護者、地域住民、関係機関、関係団体等との連携体制の整備に関する事項
- (5) 学校の取組の支援に関する事項
- (6) 学校がいじめ対策を実施する際に留意すべき事項
- (7) 重大事態への対処
- (8) いじめ対策の実施の状況の評価に関する事項

3 その他いじめの防止等のための対策の実施に関する重要事項

多良木町いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがあること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめは許されないという基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も重要である。

(3) 多良木町の基本方針の内容

多良木町は、いじめの問題への対策を本町総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等を、より実効的なものにする。

基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容、および運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止対策等の取組を定めるものである。

多良木町の基本方針実現のためには、学校や地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証が必要である。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止に関する事項

ア いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」問題であることを十分認識し、学校、教育委員会、町等における相談体制を充実し、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。

イ 児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。

(2) いじめ及びその兆候の早期発見に関する事項

ア 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、協力体制をつくる。

イ 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。

(3) いじめに関する事案への対処に関する事項

ア いじめが発生した場合は、学校だけで解決することなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む。

イ いじめている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含めて、毅然とした指導をする。また、いじめられている児童生徒については、学校、教育委員会が徹底して守り通すという姿勢を示す。

ウ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでも陰湿ないじめが続いていることもあり得ることを認識し、継続して注意深く観察し、適時性のある指導を行う。

(4) 教育委員会及び学校と保護者、地域住民、関係機関、関係団体等との連携体制の整備に関する事項

学校におけるいじめの対策方針、指導計画等の情報については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解を得られるように努める。

(5) 学校の取組の支援に関する事項

多良木町は、いじめ防止対策推進法第16条第2項、第3項に基づき、いじめの防止等に関する連携・相談機能の強化を図るため、教育委員会、多良木警察署、人権擁護委員、保健センター、子ども対策課、民生委員・児童委員、及び児童相談所・医師・カウンセラー等の専門機関より構成される「多良木町いじめ対策サポートチーム」を設置し、学校を支援する。

(6) 学校がいじめ対策を実施する際に留意すべき事項

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。その具体的な内容として、いじめの防止の観点からは、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどが考えられる。

また、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するために、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定めることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校基本方針の記載内容が、当該学校の実情を照らして適切に機能しているかをいじめ防止対策推進法第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という P D C A サイクルを予め学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

また、学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を求め、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう配慮することが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効である。また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(7) 重大事態への対処

ア 多良木町及び小中学校による調査

(ア) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童生徒が自殺を企図した場合② 身体に重大な傷害を負った場合③ 金品等に重大な被害を被った場合④ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、多良木町又は学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

(イ) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を構ずる。その際、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査する。

(ウ) 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

ウ 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(ア) 再調査

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関において行う。再調査についても、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及び

その保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（８）いじめ対策の実施の状況の評価に関する事項

いじめ防止等に関する県の施策、重大事態への対処等、多良木町の基本方針に適切に機能しているかどうかについて定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

３ その他いじめの防止等のための対策の実施に関する重要事項

多良木町は、多良木町立小中学校における学校基本方針及び多良木町におけるいじめの防止に関する基本方針を公表する。